平成２６年（フ）第１０３号
栃木県足利市小俣町740番地５
債務者　川田　光広
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第１０４号
栃木県足利市小俣町740番地５
債務者　川田　和子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第２１１号
愛知県豊橋市東田町164番地
債務者　清水　広美
1　決定年月日時　平成26年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月２日午後２時10分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１２６０８号
東京都西東京市北原町１丁目26―１―203
債務者　馬場　秀一
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７２７号
千葉県浦安市堀江２丁目23―22―201
債務者　相原　洋子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７２８号
埼玉県富士見市針ケ谷１丁目10―９―103
債務者　田辺　大督
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７２９号
東京都小平市学園東町１丁目13―９―202
債務者　伊藤　里江（旧姓折戸）
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７４９号
東京都日野市新町１丁目13　日野新町一丁目アパート２―804
債務者　落合　正晴
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２０号
東京都武蔵野市関前２丁目２番２―202号フォレスト三鷹
債務者　五十嵐　悟
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８９８号
東京都東村山市野口町２丁目１番地１ハイツ松本201
債務者　北澤　　寛
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４２５号
静岡県浜松市中区浅田町83番地の１　ライズ浜松107号室、前住所静岡県浜松市中区蜆塚２丁目24番18号　201号
債務者　田代　哲也
1　決定年月日時　平成26年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１４４号
長崎県佐世保市白木町358番地４　白木ハイツ１号、前住所長崎県佐世保市天神町1437番地
債務者　池邊　利森
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１５１号
長崎県佐世保市小佐々町黒石323番地１　黒石団地Ａ―202
債務者　立石喜美子
1　決定年月日時　平成26年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１５２号
長崎県佐世保市小佐々町西川内68番地の２
債務者　立石　一男
1　決定年月日時　平成26年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１６１号
長崎県佐世保市柚木元町2554番地１　シャルムメゾン柚木205号、前住所佐賀県伊万里市立花町942番地12
債務者　坂口　由紀
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係